



阪神大震災に伴う緊急要望書

国税庁長官
寺村 信行 殿

平成7年2月6日
全国青年税理士連盟
会長 岩田 俊

平成7年1月17日に発生した阪神大震災に伴い、税制上及び税務行政上の対応について下記のとおり緊急に要望する。

1. 災害減免法等の適用対象を平成6年分の所得税とされたい。

所得税の雑損控除、資産損失や災害減免法に基づく税額の減免の措置は現行法では、震災が発生した平成7年分の所得に対してしか適用できない。しかし、これでは来年の確定申告時まで待たなければならない。災害復旧のための資金調達を早期にはかるため平成6年分所得税の確定申告の際に損失処理を講じる特別緊急立法を要請する。

2. 税理士が被災した場合の提出期限等の延長について周知をはかられたい。

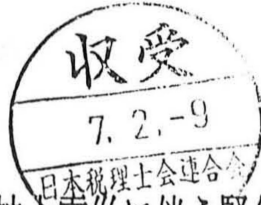
平成7年1月25日に国税通則法の規定により、申告期限が延長されることとなった。被災した納税者、税理士に対して周知をはかるよう要望する。

3. 被災した法人に対して欠損金の繰戻しによる還付等を適用されたい。

法人税法上適用が停止されている欠損金の繰戻しによる還付及び所得税額の控除（租税特別措置法第66条の14、第68条の2）について、被災した法人に対しては停止を解除し、復旧に資するよう特別緊急立法を要請する。

4. 期限のない届出書の適用時期について弾力的運営をはかられたい。

消費税の簡易課税や課税事業者の選択等は、その届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間から適用される。（消費税法第9条4項、第37条1項等）期限の規定が設けられていないため、国税通則法の規定による期限の延長は、これらの届出書については効果が及ばない。これらの適用時期についても、その効果が及ぶように弾力的な運営を要望する。



阪神大震災に伴う緊急要望書

日本税理士会連合会
会長 平田 公敏殿

平成7年2月6日
全国青年税理士連盟
会長 岩田 俊幸

平成7年1月17日に発生した阪神大震災に伴い、税制上及び税務行政上の対応について下記のとおり緊急に要望する。

1. 災害減免法等の適用対象を平成6年分の所得税とされたい。

所得税の雑損控除、資産損失や災害減免法に基づく税額の減免の措置は現行法では、震災が発生した平成7年分の所得に対してしか適用できない。しかし、これでは来年の確定申告時まで待たなければならない。災害復旧のための資金調達を早期にはかるため平成6年分所得税の確定申告の際に損失処理を講じる特別緊急立法を要請する。

2. 税理士が被災した場合の提出期限等の延長について周知をはかられたい。

平成7年1月25日に国税通則法の規定により、申告期限が延長されることとなった。被災した納税者、税理士に対して周知をはかるよう要望する。

3. 被災した法人に対して欠損金の繰戻しによる還付等を適用されたい。

法人税法上適用が停止されている欠損金の繰戻しによる還付及び所得税額の控除（租税特別措置法第66条の14、第68条の2）について、被災した法人に対しては停止を解除し、復旧に資するよう特別緊急立法を要請する。

4. 期限のない届出書の適用時期について弾力的運営をはかられたい。

消費税の簡易課税や課税事業者の選択等は、その届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間から適用される。（消費税法第9条4項、第37条1項等）期限の規定が設けられていないため、国税通則法の規定による期限の延長は、これらの届出書については効果が及ばない。これらの適用時期についても、その効果が及ぶように弾力的な運営を要望する。